

整理番号	消防-法不-53
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	緊急措置
概要	市長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者、火薬類を廃棄した者又は火薬類の所有者若しくは占有者に対して、必要な措置をすることができます。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	<p>火薬類取締法第45条</p> <p>経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他による運搬又は第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会）は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 2 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 3 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 4 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の取去を命ずること。 <p>どのような場合に、上記措置をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止又は公共の安全の維持について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	